

令和六年九月

定例島根県議会議案(条例)

参考資料

目 次

島根県産業廃棄物減量税条例	1
島根県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例	2
島根県建築基準法施行条例及び島根県手数料条例の一部を改正する条例	3
水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例	3
貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例	4

第120号議案

島根県産業廃棄物減量税条例

1 提案理由

現行の島根県産業廃棄物減量税条例が令和7年3月31日をもって失効するため、引き続き産業廃棄物減量税を設けることとし、その賦課徴収に関し必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 課税の根拠

産業廃棄物の発生の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他産業廃棄物の適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てるため、地方税法の規定に基づき、法定外目的税として産業廃棄物減量税を課すること。

(2) 賦課徴収

賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令又は島根県県税条例の定めるところによること。

(3) 納税義務者等

納税義務者は産業廃棄物の排出事業者及び中間処理産業廃棄物排出事業者とし、課税客体は産業廃棄物の最終処分場への搬入とすること。

(4) 課税免除

知事は、産業廃棄物のうち規則で定めるもの及び課税を不相当と認めるものの最終処分場への搬入に対しては、産業廃棄物減量税を課さないこと。

(5) 課税標準

課税標準は、最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量とすること。

(6) 税率

税率は、1トンにつき1,000円とすること。

(7) 徴収方法

徴収は、特別徴収の方法によること。ただし、排出事業者（中間処理産業廃棄物排出事業者を含む。）が最終処分を自ら行う場合は、申告納付の方法によること。

(8) 特別徴収義務者

特別徴収義務者は、最終処分業者又は知事が指定する者とする事。

(9) 特別徴収義務者の登録

特別徴収義務者は、必要な事項の登録を知事に申請しなければならない事。

(10) 最終処分場の設置等の届出

申告納付すべき者は、最終処分場ごとに必要な事項を知事に届け出なければならない事。

(11) 申告納入又は申告納付の期限

特別徴収義務者又は申告納付すべき者は、原則として、次の表の左欄に掲げる期間内において申告納入又は申告納付すべき税額を、同表の右欄に定める期限までに納入し、又は納付しなければならない事。

1月1日から3月31日まで	4月末日
4月1日から6月30日まで	7月末日
7月1日から9月30日まで	10月末日
10月1日から12月31日まで	1月末日

(12) 帳簿の保存

特別徴収義務者及び申告納付すべき者は、帳簿を備え、最終処分場ごとに必要な事項を記載し、これを5年間保存しなければならない事。

(13) 有効期限

この条例は、施行の日から起算して5年間その効力を有すること。

(14) 島根県産業廃棄物減量促進基金条例の一部改正

3 施行期日

総務大臣の同意を得た日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

第121号議案

島根県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例

1 提案理由

警察法施行令の改正に伴い、地方警察職員の定員の特例を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 警察官のうち巡查の定員について、令和7年3月31日までの間は、

- 「443人」とあるのを「446人」とすること。
- (2) その他規定の整理
- 3 施行期日
公布の日から施行する。

第122号議案

島根県建築基準法施行条例及び島根県手数料条例の一部を改正する条例

- 1 提案理由
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により建築基準法の一部が改正されることに伴い、県が徴収する手数料について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。
- 2 条例の概要
引用する条項の整理
- 3 施行期日
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1条第3号の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

第123号議案

水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例

- 1 提案理由
水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令の施行を踏まえ、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。
- 2 条例の概要
上乘せ排水基準の項目及び許容限度に係る規定の整備
- 3 施行期日
令和7年4月1日から施行する。

第124号議案

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

伝統工芸雇用就業資金の返還債務の免除に関する事項について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

返還債務を免除することができる貸付金の貸付先の名称の変更

改正前	改正後
一般社団法人島根県物産協会	一般財団法人島根県物産協会

3 施行期日

公布の日から施行する。